



# 鳥取県公報

平成 23 年 12 月 13 日(火)  
第 8 3 5 4 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	大規模小売店舗の新設の届出に対する意見書の提出 (719) (経済通商総室) . . . . . 2 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定 (720) (水産課) . . . . . 2 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (721) (治山砂防課) . . . . . 2 指定居宅サービス事業者の指定 (722) (東部総合事務所福祉保健局) . . . . . 3 指定介護予防サービス事業者の指定 (723) (〃) . . . . . 3 指定居宅サービス事業者の廃止 (724) (〃) . . . . . 4 指定介護予防サービス事業者の廃止 (725) (〃) . . . . . 4 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (726) (〃) . . . . . 4 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (727) (西部総合事務所県民局) . . . . . 5 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の事業所の変更の届出 (728) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 5 貸付金の元利償還金の収納事務の委託 (729) (教育委員会人権教育課) . . . . . 5
◇ 選管告示	鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (87) . . . . . 6
◇ 公 告	歯科技工士国家試験の実施 (医療政策課) . . . . . 6 鳥取県採石条例の規定に基づく認可状況の公表 (日野総合事務所県土整備局) . . . . . 7

# 告 示

## 鳥取県告示第719号

平成23年鳥取県告示第582号（大規模小売店舗の新設の届出について）により告示した（仮称）ドラッグコスモス車尾店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づく新設の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成23年12月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 意見を提出した市町村

米子市

2 意見の概要

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間が24時間とあるが、鳥取県公害防止条例において午後10時から翌日の午前6時まで深夜騒音の規制があるので、トラックの出入シャッター開閉に配慮が必要である。

3 縦覧に供する期間

平成23年12月13日から1月間

4 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室

米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課

## 鳥取県告示第720号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成23年12月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

加 入 区	漁 業 の 区 分
田後加入区	沖合底びき網漁業（底びき網を使用して行う漁業であって使用する漁船の合計総トン数が20トン以上100トン未満であるものをいう。以下同じ。）
鳥取網代加入区	沖合底びき網漁業
	小型いか釣り漁業及び小型定置漁業（内水面以外の水面において網漁具を定置して営む漁業をいう。）

## 鳥取県告示第721号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地

崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成23年12月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

西高尾地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 8 号までを順次に直線で結んだ線及び標柱 1 号と標柱 8 号を結んだ直線に囲まれた区域（平成13年鳥取県告示第558号（急傾斜地崩壊危険区域の指定について）で指定した区域を除く。）

土 地	標 柱
東伯郡北栄町西高尾字上屋敷489	1 号
東伯郡北栄町西高尾字ユウガ山521-3	2 号
東伯郡北栄町西高尾字ユウガ山512-1	3 号及び4 号
東伯郡北栄町西高尾字家ノ後口559-13	5 号
東伯郡北栄町西高尾字ヤシノ垣160-1 地先道路	6 号
東伯郡北栄町西高尾字ヤシノ垣158-1 地先水路	7 号
東伯郡北栄町西高尾字ヤシノ垣1519	8 号

鳥取県告示第722号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年12月13日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人社団内科小児科山脇医院	奥谷デイサービスセンターふたば	鳥取市国府町奥谷三丁目331	平成23年12月7日	通所介護

鳥取県告示第723号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年12月13日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
------------	-------------	--------------	-------	---------

医療法人社団内科 小児科山脇医院	奥谷デイサービスセ ンターふたば	鳥取市国府町奥谷 三丁目331	平成23年12月7日	介護予防通所介護
---------------------	---------------------	--------------------	------------	----------

**鳥取県告示第724号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年12月13日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	廃止の届出を受理 した年月日	サービスの種類
伏塚英一	伏塚歯科医院	鳥取市茶町420	平成23年12月2日	居宅療養管理指導

**鳥取県告示第725号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年12月13日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	廃止の届出を受理 した年月日	サービスの種類
伏塚英一	伏塚歯科医院	鳥取市茶町420	平成23年12月2日	介護予防居宅療養 管理指導

**鳥取県告示第726号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年12月13日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

名 称	主たる事務所の 所在地	指定に係る障害 福祉サービス事 業を行う事業所 の名称	指定に係る障害 福祉サービス事 業を行う事業所 の所在地	障害福祉サービ スの種類	指定年月日
有限会社しらゆ き	鳥取市青葉町三 丁目202	しらゆき障がい 者サポートセン ター	鳥取市千代水四 丁目43	生活介護	平成23年12月 7日

**鳥取県告示第727号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成24年2月2日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年12月13日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

## 1 申請のあった年月日

平成23年12月2日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人親子支援 h u g h u g

## 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

北垣 聡

## 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市永江826

## 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、子ども並びに親に対して、大山などの森林をフィールドとして、子育て、親育て及び自然環境に関する事業を行い、子どもの健全育成、育児不安の解消及び自然環境の保全に寄与することを目的とする。

**鳥取県告示第728号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年12月13日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
社会福祉法人養和会	米子市上後藤八丁目9-23	グループホームつばさ	米子市両三柳897-3	共同生活介護、共同生活援助	平成23年12月1日

**鳥取県告示第729号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、貸付金の元利償還金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年12月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手  
中央債権回収株式会社
- 2 委託した貸付金の元利償還金  
鳥取県進学奨励資金（奨学生決定番号3620229、4010255、3620037、4040061、4060119、4070220、4100187、4080109、4050109、4120116、4080157、4100153、4080182、4110154、4120139、4090144、4070177、4130118、4020180、4030105、3630154、4010135、3620030、3630039、4010266、4070059、4020240、4030227）及び鳥取県有英奨学資金（奨学生決定番号4151204、4181644、4151142、4171331、4161293、4171585、4151346、4161038、4161392）
- 3 委託期間  
平成23年11月14日から平成24年3月16日まで

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第87号

平成23年12月5日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、775であるので、漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項の規定により告示する。

平成23年12月13日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

## 公 告

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条の規定により、歯科技工士国家試験を次のとおり実施する。

平成23年12月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 試験期日  
実地試験 平成24年3月4日（日） 午前9時から午後4時30分まで  
学説試験 平成24年3月5日（月） 午前9時から午後3時まで
- 2 試験場所  
鳥取市富安二丁目84 鳥取県東部歯科医師会館
- 3 試験科目  
実地試験 歯科技工実技  
学説試験 歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学及び関係法規
- 4 受験資格  
次のいずれかに該当する者であること。  
(1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者（平成24年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）  
(2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者（平成24年3月31日までに卒業する見込みの者

を含む。)

(3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者

(4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が(1)から(3)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

#### 5 受験願書の受付期間

平成24年1月16日(月)から同月26日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成24年1月26日(木)までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるものがあるものに限り受け付ける。

#### 6 受験願書の提出先

鳥取市東町一丁目220 鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課

#### 7 受験願書の添付書類

##### (1) 受験資格を証する書類

ア 4の(1)又は(2)に該当する者は、卒業証明書又は卒業見込証明書(卒業見込証明書を提出した者にあつては、平成24年3月13日(火)までに卒業証明書を提出すること。)

イ 4の(3)に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類

ウ 4の(4)に該当する者は、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類

(2) 写真(手札形台紙付とし、出願前6月以内に脱帽で正面から撮影したもので、その裏面に「シギ」の記号、撮影年月日及び氏名を記載したものとする。)

#### 8 受験手数料及び納入方法

受験手数料は、36,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の定められた位置に貼り付けること。この場合、消印しないこと。

#### 9 合格者の発表等

平成24年3月19日(月)正午に、合格者の受験番号及び合格基準を鳥取県庁本庁舎の1階掲示板に掲示するとともに、合格者には合格証書を交付する。

#### 10 成績開示

この試験の得点については、鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)第19条第1項の規定により、合格発表から1月間、口頭により開示を請求することができる。

(1) 開示請求できる者 受験者本人

(2) 開示請求に必要なもの 受験票及び運転免許証その他の受験者本人であることが確認できるもの(顔写真が貼り付けられているものに限る。)

(3) 開示内容 科目別得点及び総合得点

(4) 請求場所 鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課

#### 11 その他

(1) 受験願書の用紙は、鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課において交付する。

(2) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

(3) その他受験についての詳細は、鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課(電話0857-26-7173)に照会すること。

採石法(昭和25年法律第291号)第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例(平成15年鳥取県条例第72号)第13条の規定により次のとおり公表する。

平成23年12月13日

鳥取県日野総合事務所長 藤 井 路 久

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
生山礦業株式会社 代表取締役 澤田 信介	日野郡日南町丸山340-1	日野郡日南町花口字小倉原山1990-2 (141,261平方メートル)	風化花崗岩 (138,362立方メートル)	平成23年12月5日から平成28年12月4日まで	平成23年12月5日